

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

「山代の里は水源の郷」～住んでよし訪れてよしの山代を目指して～

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

山口県、岩国市

### 3 地域再生計画の区域

岩国市の区域の一部（山代地域）

### 4 地域再生計画の目標

本市は、平成 18 年 3 月 20 日に岩国広域圏の岩国市（旧）、由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町、美和町の 8 市町村の新設合併により誕生した山口県内でも最も広い市域（総面積 872.52k m<sup>2</sup>）を有する市である。

瀬戸内海に面した岩国地域は城下町として栄え、県東部の中心的な役割を担うとともに、由宇地域は木綿織りの産地、玖珂地域並びに周東地域は山陽道の宿場町、中国山地を背に豊富な水量を育む錦川水系に位置する山代（やましろ）地域と呼ばれる、本郷地域、錦地域、美川地域、及び美和地域は、農林業や和紙のまちとして栄え、現在の本市の基礎が築かれてきた。

明治期以降は、臨海部における各種工場による重厚長大型の産業都市として発展するとともに、戦後は米海兵隊航空基地がおかれたことで基地のまちとしての色合いが濃くなってきた。

また、錦帯橋に象徴される観光地として知名度を上げる一方で、近年では広島市のベッドタウンとしての役割を担うとともに、山陽自動車道の利便性を活かした企業誘致に力点をおく等、多面性をもつ市として発展を続けている。

しかしながら、近年の全国的な少子高齢・核家族化の進行は本市でも例外ではなく、特に市北部の山代地域における深刻な過疎化をはじめ、就業者数の減少による産業の衰退等は、本市全体の活力の低下を招き、発展を阻害する大きな要因となっている。

これらの諸問題を解決し、今後とも県東部の中核都市として発展させていくために、本市では、『岩国市総合計画』において、“豊かな自然と都市が共生した活力と交流にあふれる県東部の中核都市—自然・活力・交流のまちづくり—”を将来像に掲げ、山・川・海の恵まれた自然環境を活かして、都市と多自然居住地域が共生する一体的な圏域を形成し、市内の交流はもとより隣接する広島都市圏とも連携しながら、均衡ある発展を図っていくこととしている。

また、この将来像の実現のために、市域全体を都市機能が集積する“中心都市ゾーン”、身近な自然と都市とが共生した生活空間が広がる“都市郊外生活ゾーン”、豊かな自然環境と本市ならではの伝統文化が息づく中山間地域を中心とした“多自然居住ゾーン”の3つのゾーンに地域区分し、各ゾーン毎に市民の日常生活を支える“地域核”を形成しながら、それを中心とした地域整備を各ゾーンの特性に応じ展開することとしている。また、“中心都市ゾーン”においては“地域核”に加え、高次の都市機能をもった“都市核”の形成を図っていくこととしている。さらに、各ゾーン内外の連携を円滑化する道路や情報通信ネットワークの整備を促進し、市内各地域が共に発展する“多極ネットワーク型の都市構造”を構築することを目指している。

この中で特に、“多自然居住ゾーン”として位置づけている山代地域については、豊かな自然環境を活かした本市の主要な農林水産業の場としてだけでなく、水資源の供給機能や、環境浄化機能、さらには、防災機能やレクリエーション機能、環境教育機能といった多様な機能を併せもつことから、他の2ゾーンとも密接な関係をもち、本市全体の安全、快適かつ豊かで潤いある市民生活を支えるために欠かすことのできない重要な役割を担っている地域である。また、近年では、間伐材をペレット・チップ化してエネルギー利用する木質バイオマスの利活用に取り組んでおり、森林資源を活用したバイオマスエネルギーの供給源として、新エネルギー時代に対応した新たな可能性を秘めている地域でもある。

また、前述のとおり、本地域における少子・高齢化、過疎化の進行に伴う地域の活力の低下は著しく、本地域のみならず、他の2ゾーンを含めた本市全体の健全で均衡ある発展のため、平成19年度から人口定住対策、特に山代地域への人口移入による地域の元気づくりを目的に、『UJIターン促進事業』にも着手している。

このような状況の中、山代地域の道路網は、屈曲部が多く幅員が狭いことから、農林業の発展、人的交流、情報流通などにも支障をきたしており、道路網の整備が急務となっている。また、林道網についても整備が十分でないため、間伐等の森林整備に支障をきたしている。

このため、本計画は、山代地域を活性化し、持続的な発展を促進させるために、生活基盤の整備や農林水産業の振興を図り、地域固有の環境資源、伝統文化を保全・活用し、都市部との交流を活発にして地域活性化を促進させる諸施策の展開方策について定めるものとする。

具体的には、まず、市道、林道等、地域内の道路交通網の一体的な整備を中心とする産業・生活基盤の整備と併せ、本地域と都市部等他地域との交流を促進するソフト事業により、本地域の産業・生活基盤の利便性・魅力の増進を図り、都市・農山村交流人口の増加を目指す。

また、本地域と都市部等他地域との交流により、本地域並びに農林業への関心を喚起させ、農林業の担い手の確保等を行いながら、森林整備（造林、維持管理）等を進めるとともに、豊富な森林資源のバイオマス利用を推進する等、農林業の振興に向けた新たな取組みを図る。

これらの取組みとともに、U J I ターンの推進等、定住人口の増加につながる施策を展開することにより、本地域のさらなる活性化と持続的な発展を目指す。

施策展開の主な目標としては、（目標 1）都市・農山村交流人口の増加、（目標 2）農林業の振興、（目標 3）中山間部における U J I ターンの増加の、3つを掲げ、法第 5 章の特別の措置を適用して行う、市道、林道等、地域内の道路交通網の一体的な整備事業、並びに、法による特別の措置によらない各種事業等をもって、各目標において設定した具体的目標数値の達成に寄与することを目指すものとする。

#### （目標 1）都市・農山村交流人口の増加

○ 市道整備によるアクセスの改善（立岩から大田原までに要する時間）

現在 15 分 → 平成 24 年度 5 分（10 分短縮）

○ 農林業及び自然体験交流人口

（滞在型体験農園施設、市民農園、らんかん高原、こども農山漁村交流プロジェクトほか）

平成 18 年度 26,800 人 → 平成 24 年度 28,200 人（5%増）

#### （目標 2）農林業の振興

○ 間伐実施面積 平成 18 年度 440ha → 平成 24 年度 460ha（5%増）

#### （目標 3）中山間部における U J I ターンの増加

○ U J I ターンの幹旋人数（累計）： 60 人増加

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

山代地域と都市部等他地域との交流を促進するため、「こども農山漁村交流プロジェクト」などソフト事業を活用するとともに、「市道大田原立岩線」、「市道西畑東谷線」をはじめ地域内の市道・林道等道路交通網の一体的な整備をすることにより、山代地域へのアクセスの改善と農林業及び自然体験交流人口の増加を図る。

また、地域内の道路交通網の整備とともに「農地・水・環境保全向上対策事業」や「県営中山間地域総合整備事業」を活用して農産物の物流化、農業生産強化することにより農業の振興を図る。

一方、林業においては、現在、間伐材をペレット・チップ化してボイラーやストーブに利用するバイオマス利活用事業及びバイオマスガス化発電の実証実験事業に取り組んでいることから、小規模な林道整備とともに「林道日の浦線」、「林道久保田線」を整備して、森林整備地域活動支援交付金などのソフト事業を活用することにより森林の保全・整備を行うとともに森林資源のバイオマス利用を促進する。

さらに、これらの取組みとともにUJIターンの誘発を図るため、「やましろツーリズム・ビジネス実戦塾」などの施策を展開して、定住人口の増加と人口移入を促進し、本地域のさらなる活性化と持続的な発展を目指す。

(1)市道大田原立岩線	昭和 37 年 9 月 20 日	市道認定
(2)市道西畑東谷線	昭和 48 年 7 月 18 日	市道認定
(3)林道日の浦線	平成 19 年 4 月 1 日	岩徳地域森林計画記載
(4)林道久保田線	平成 19 年 4 月 1 日	岩徳地域森林計画記載

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金事業を活用する事業

※整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・市道 (岩国市) 岩国市
- ・林道 (岩国市) 山口県、岩国市

[事業期間]

- ・市道 平成 20 年度～24 年度

- ・林道 平成 20 年度～23 年度

[整備量及び事業費]

- ・整備量 市道 0.9km、林道 2.7km
- ・総事業費 534,000 千円（うち交付金 267,000 千円）
  - 市道 188,000 千円（うち交付金 94,000 千円）
  - 林道 346,000 千円（うち交付金 173,000 千円）

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

該当無し

#### 5-3-2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み

山代地域固有の環境資源、伝統文化を保全・活用し、生活基盤の整備や農林水産業の振興を図りながら、都市部との交流を促進させることにより、山代地域が活性化し、持続的な発展を遂げていくことができるよう、地域再生法による特別の措置を活用する他、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

##### (1) 過疎道路整備事業

緊急車両などの円滑な運行と交通安全対策向上のための生活道路拡幅事業

##### (2) 森林整備地域活動支援交付金事業

森林所有者等による保育・間伐などの実施に不可欠な地域活動を支援する事業

##### (3) 林業生産基盤整備事業

森林の合理的管理、林材の安定輸送のための小規模な林道整備事業

##### (4) 農地・水・環境保全向上対策事業

農地・農業用水等の資源を適切に保全したり農薬を大幅に低減するなど、地域ぐるみで効果の高い活動、先進的な営農活動を実施する地域を支援する事業

##### (5) 県営中山間地域総合整備事業

農業用排水路、農道、交流基盤施設の整備及び獣害防護柵を設置する事業

##### (6) 木質バイオマス利活用事業

間伐材をペレット化してペレットボイラー、ペレットスト

ープに利用する。

(7) バイオマスガス化発電の実証実験事業

木質バイオマスガス化による中山間地域電熱供給システムの実証実験を実施する事業

(8) 「やましろツーリズム・ビジネス」実戦塾

山村ツーリズムビジネス（山村体験教育・修学旅行の受け入れ、地球温暖化防止実戦教育・産業観光、スロートーリズム・農林家民宿）プランづくり、人材の育成、推進組織の立ち上げ、実証活動を実施する事業

## 6 計画期間

平成 20 年度～24 年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行って状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし